

令和2年度経済産業省
「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化
戦略を強化するための体制構築）：計量制度見直し関
連事業」
の再委託事業に関する公募要領

令和2年6月

一般財団法人日本規格協会

「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）（計量制度見直し関連事業）の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築：計量制度見直し関連事業）」の再委託事業実施者を以下の要領で公募します。

1. 事業の目的（概要）

第4次産業革命の時代を迎え、新市場の創造や技術の社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。

本事業では、我が国が国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指します。

2. 事業内容

令和2年度は、再委託事業として、以下のテーマ・内容について実施します。

テーマ名	内容	開発期間及び 令和2年度 上限金額 千円（税込）
計量制度見直し 関連事業	計量行政審議会答申（平成28年11月）を踏まえた計量制度の見直しを円滑に実施するために必要となる調査（IoTを活用した計量器にかかる調査分析など制度見直しに関連する調査）等を行う。	令和2年度 27,100,000

（1）事業概要

計量制度については、近年の技術革新や計量行政を取り巻く社会的環境の変化に的確に対応すべく、平成28年11月に計量行政審議会より今後の計量行政の見直しの在り方に係る答申が行われた。本答申においては、短期的・中長期的に取り組むべき21の論点について方向性が示されているが、これらについては現在に至るまでに段階的な見直しを進めている。

本答申では、既に政省令改正を行った検定制度の見直し等に加えて、IoT等の技術革新への対応や商品量目制度の見直し等の計量制度の運用についても検討事項とされているところ、本事業では、これらの検討事項について実情・実態を調査し、課題等を抽出することにより、時代の要請に対応した今後の計量制度の在り方について検討を行うこととする。

（2）具体的な事業内容

① IoT型計量器等に対する規制の在り方に関する調査

近年の技術進歩により、今後、従来の計量器とは異なる形態のIoT化された計量器（以下、「IoT型計量器」という。）の開発や利活用が増大する事が予想される。平成30年度及び令和元年度に引き続き、以下A)～C)の調査を実施し、このような計量器を巡る技術の進展に対して計量法がどのように対応していくべきか、検討を行う。

A) 海外におけるIoT型計量器の法規制や利活用状況に関する調査

水道メーター、ガスメーター及び血圧計等、すでにIoT型計量器が開発されており、海外では利活用が進んでいる計量器について、海外（米国、英国等）における計量に関する法規制や利活用状況に関する調査を実施する。

B) 汎用デバイスに関する調査

IoT型計量器のうち、スマートフォン等の汎用デバイスを表示器としているものについて、その表示の方法と事業者の正確な表示の検証状況を調査する。具体的には、血圧計、

体重計等、アプリ連動型の計量器が多く開発されている分野について、国内事業者へのヒアリングや国内外のアプリの仕様等に関する調査を実施する。

C) I o T型計量器に関する法制的・社会的検証

日本国内でI o T型計量器の利活用を阻害している要因について、法制的・社会的検証を行う。また、計量法では今まで「計量器」とは解釈していなかった、汎用デバイスのみを表示部とするI o T型計量器について、計量法における計量器と解釈するとした場合の現行法規の問題点をまとめ、その解決策を提示する。

②極少量商品の量目公差に関する調査

平成28年の今後の計量行政の在り方の答申にある5g未満の極少量商品の量目公差の実効性の担保方法、ガイドラインの必要性について、以下A)及びB)の調査を実施し、極少量商品のガイドライン作成の要否及び量目公差の実効性上の課題を取りまとめる。

A) 市場調査

国内で5g未満の商品として販売されている商品について、どのようなものがあるか調査を実施する。

B) 事業者調査

A)で確認された商品の製造事業者に対して、極少量商品の量目公差の確認方法、難しさ及び苦情の有無等のヒアリング調査を実施する。

③計量士制度に関する調査

計量士の実態を精査するために以下A)～C)の調査を実施し、計量行政の重要な担い手である計量士に必要とされる資質等を明らかにし、今後の計量士制度の見通しを明らかにする。

A) 令和元年度「計量士制度を巡る調査」の精査

令和元年度「計量士制度を巡る調査」について、計量士に知見のある有識者に依頼して、その分析をとりまとめ、計量士の現状を詳細かつ明瞭にする。

B) 有識者ヒアリング（及び座談会）

計量士活躍の場である地方計量行政の関係者のうち、計量行政機関、計量関係団体等の有識者への聞き取り及び座談会の実施（可能な場合）により意見、指摘等を伺いとりまとめ、必要とされる計量士の資質、レベルを明らかにする。

C) 資料集の作成

計量士制度の検討に必要な地方計量行政の実態を把握するため、地方計量行政関係のデータを収集して資料集にとりまとめる。

④自動はかりに関する調査

平成29年の計量法施行令の改正により特定計量器に追加された自動はかり4器種の使用の制限の開始（検定義務化の開始）に向けて、特に既使用のはかりについての使用実態等を把握するための調査を行う。

具体的には、農林水産業等における自動はかり4器種の使用実態の把握及び地域ブロック（※）毎の自動はかりの台数の推計をするため、自動はかりメーカーや業界団体等へのヒアリングを行うとともに、同ヒアリングを踏まえたアンケート調査を実施する。

※地域ブロック：指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第9条及び別表第2に規定する指定検定機関の業務範囲に係る以下の地域ブロック

①北海道・東北ブロック

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び福島県

②関東・甲信越ブロック

新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

③東海・北陸ブロック

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県

④近畿ブロック

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県

⑤中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、香川県及び愛媛県

⑥九州・沖縄ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

3. 事業実施期間

契約締結日～令和3年2月26日（金）

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
- ⑤ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：2. 事業内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を当会に納入。
※ 電子媒体を納入する際、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支払額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和2年6月25日（木）

締切日：令和2年7月14日（火）12：00必着

(2) 応募書類

- ①提案書の提出部数は、正1部、写1部、電子媒体（CD-ROM）1部とします。
 - ・提案書は、「別紙」に基づいて作成してください。
 - ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4縦置き、横書きを基本とします。
 - ・提案書の提出時に「提案書受理票」1部を併せて提出してください。

- ②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表 1部
 - ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考として、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）を添付してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。
 - ・応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文の写1部を添付してください。
- ③提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
 なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ④応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

一般財団法人日本規格協会 標準化総括・支援ユニット 標準化総括チーム

「計量制度見直し関連事業」担当あて

- ①FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ②提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を申請者に通知します。
- ③受理した提案書は返却できませんので、予め御了承ください。
- ④提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたします。
- ⑤締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって御送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①「4.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④事業の実施方法、実施計画が現実的か。
- ⑤本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。

- ⑧ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑨ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。
 ⑩ 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。

<その他>

- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

8. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書（案）に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である経済産業省が掲示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）

借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 一般管理費	再委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他の留意事項

提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。

11. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メール、FAXにて受け付けます。また、電話、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者：一般財団法人日本規格協会 標準化総括・支援ユニット 標準化総括チーム
村石

電子メール：sd@jsa.or.jp

FAX：03-4231-8661

なお、問合せは、原則として令和2年7月3日（金）以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「計量制度見直し関連事業」として下さい。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。